

平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金の申請はお済みですか？

・平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)
 ・障害・遺族年金受給者向け給付金(30,000円)
 の申請期限は**平成29年2月28日(火)**までとなっております。
 期限を過ぎますと原則申請できませんので、まだ申請していない方は早急に申請してください。



(給付金申請に関するお問い合わせ先)
 中島村役場保健福祉課 電話番号52-2174
 平日 月～金 9時～17時 ※祝祭日以外



配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、平成28年1月1日に住民票のあった場所と今お住まいの場所が異なる方は、「申出書」の申請をいただくと、以下の措置が受けられます。

- ① 手続の完了後に、配偶者等から代理申請がなされた場合でも、配偶者等に対して手続を行った方の臨時福祉給付金(経済対策分)は支給しません。
- ② 住民票がある市区町村と今お住まいの市区町村が異なる場合は、今お住まいの市区町村に臨時福祉給付金(経済対策分)の支給の申請を行うこととなります。
- ③ 平成28年1月1日以前に配偶者と生計を別にしていない場合は、配偶者に扶養されていないものとみなします(配偶者が課税者であっても、手続を行った方の課税状況に応じ、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。)

平成28年1月2日以降に配偶者と生計を別にした場合は、平成28年1月1日における扶養関係を元に、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給するか判断します(平成28年1月1日において配偶者に扶養されており、配偶者が課税者である場合は、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給しません。)

ただし、既に配偶者などが代理申請を行っていた場合は、「臨時福祉給付金(経済対策分)」の給付措置を受けることができない場合があります。

配偶者からの暴力を理由に避難している方の特例措置の要件
 次の1に該当し、かつ2から4のいずれか該当する方が対象です。

1. 医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること又は配偶者の被扶養者となっていないこと
2. 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
3. 婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること
4. 平成28年1月2日以降に住民票が中島村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

お住まいの市区町村の臨時福祉給付金(経済対策分)担当窓口へ「申出書」を提出してください。
 (「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や、厚生労働省ホームページなどで入手できます。)

お問い合わせ先

オー!みな いいきゆうふ

「厚生労働省給付金専用ダイヤル 0570-037-192」または
 「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニシヤ

検索

確認じゃ! 給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者
 平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の
 支給対象者の方
 (課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

平成26年4月に実施した消費税率の引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、**平成28年1月1日時点**でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。

申請書を確認じゃ!



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル

オー!みな いいきゆうふ

0570-037-192

9時～18時(平日のみ)

■IP電話からおかけの場合:03-6627-1290 06-7731-2370 ■FAXでお問い合わせの場合:06-6645-6278



カクニシヤ

検索

申請に関するお問い合わせ先 | 申請受付期間:平成29年3月1日(水)～
 中島村役場保健福祉課 | 電話番号:0248-52-2174 (平日 月～金 9時～17時)※祝祭日以外



「臨時福祉給付金」を装う「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺・マイナンバーの詐欺」にご注意ください。(※)給付金の申請にマイナンバーは必要ありません。
 市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合にはお住まいの市町村や警察署(警察相談窓口電話(#9110))にご連絡ください。

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方

(平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を実際に受給したか否かは問いません。)

平成28年度の臨時福祉給付金の支給要件は以下のとおりです。

- 平成28年1月1日において、中島村に住民票があった人で平成28年度分の村民税(均等割)が課税されていない方



ただし、以下の方は対象となりません。

- 村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等となっている場合(控除対象配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者等も含まれます。)
- 生活保護制度等の被保護者となっている場合(中国残留邦人等に対する支援給付の受給者等)
- 支給決定がされるまでの間に亡くなられた場合
- 住民税について未申告の方は、対象となる方(該当者)か判断できませんので、申請期間内に申告をお願いいたします。

Q.よくあるご質問	A.回答
Q. 支給額はどのように決めたのですか。	A.平成26年4月1日に実施した5%から8%への消費税率の引上げによる食料品の支出額の増加分を参考にして、1年あたり6千円をベースとしています。今回の臨時福祉給付金(経済対策分)は平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を対象とし、1万5千円を支給します。平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者である方が、今回の臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象者になります。(平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を実際に受給したか否かは問いません。)
Q.平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者でしたが、申請期間の締切に間に合わず支給されませんでした。その場合でも臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象者になりますか。	A.「平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者である方」には、支給要件を満たしているにも関わらず、平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を受け取っていない方も含まれます。
Q.平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を受給しましたが、臨時福祉給付金(経済対策分)を受給するために、再度申請が必要になりますか。	A.再度申請が必要になります。
Q.昨年(平成28年)1月1日から支給決定がされる前までの間に亡くなった場合は、支給はどうなりますか。	A.昨年(平成28年)1月1日から(申請した後に)市町村で支給決定がされる前までの間に亡くなった方については、支給の対象外となります。
Q.臨時福祉給付金(経済対策分)は、課税の対象になりますか。	A.臨時福祉給付金(経済対策分)は課税されません。

支給額

1人につき **15,000円** (支給は1回です。)



申請方法

○臨時福祉給付金(経済対策分)を受け取るためには、市町村への申請が必要です。

○申請先は、平成28年1月1日時点で住民票がある市町村です。

(平成28年から現在まで引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。)

○申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。

○中島村の申請受付期間、申請書の入手方法は以下のとおりです。

申請受付期間 平成29年3月1日(水)から平成29年8月31日(木)
対象と思われる方には、平成29年2月下旬頃に、申請書を郵送する予定です。

1 申請書 を入手

臨時福祉給付金(経済対策分)を受け取るためには、申請が必要です。平成28年1月1日時点で住民票がある市町村(申請先)から申請書を入手してください。

2 申請書 に記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

3 申請書 を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請受付期間内に市町村(申請先)へ郵送するか、窓口で直接提出してください。

4 給付金 の受取

支給要件を満たした方は、支給決定した後、申請書に記載した指定口座に給付金が入金されます。